

損害保険会社のディスクロージャー かんたんガイド



- ◎ **ディスクロージャー誌の主な内容** 1
 ディスクロージャー誌のどこを見ればよいかわからないときには
 こちらをご覧ください。
- ◎ **代表的な経営指標のみかた** 3
 各社のディスクロージャー誌には様々な経営指標が掲載されています。
 それぞれの代表的な経営指標の解説はこちらをご覧ください。
- ◎ **財務諸表のみかた** 9
 損害保険会社の財務諸表の解説はこちらをご覧ください。
- ◎ **用語の解説** 15
 貸借対照表・損益計算書の用語の解説はこちらをご覧ください。

ディスクロージャー誌の主な内容

どんな会社かを知りたいには？

□ 経営方針(理念)

……会社経営の基本的方針がわかります。

□ 会社の特色

……会社の特徴がわかります。

□ 会社の沿革

……会社設立から現在までの変遷がわかります。

□ 経営の組織

……本社機構や海外ネットワークなどの組織がわかります。

□ 株主・株式の状況

……株式会社の大株主の名称または名前、所有株式数などがわかります。

□ 役員・従業員の状況

……取締役や監査役の状況、従業員数等がわかります。

会社の規模を知りたいには？

□ 正味収入保険料

……お客様からいただいた保険料に、再保険に要した保険料などを加減した指標で、会社の売上規模がわかります。

□ 総資産

……会社の資産規模がわかります。

□ 海外ネットワーク

……海外へ進出する企業などや世界各国のお客様への事故対応サービス・防災サービスなど、さまざまなサービスを提供する海外の拠点がわかります。

□ 子会社等の概況

……子会社等の会社名、事業の内容、本社所在地、資本金、議決権割合などがわかります。

経営状態を知りたいには？

□ 直近5事業年度における主要な業務の状況

……会社の主要な経営指標(正味収入保険料、経常利益、当期純利益など)について過去5年間の推移がわかります。

□ 貸借対照表

……資産の種類とその金額、負債の種類とその金額、資本金の額など決算期末時点における会社の財務状態がわかります。

□ 損益計算書

……保険の引受や資産運用等から発生した収益・費用、決算日までの1年間にあげた利益(損失)などがわかります。

□ 当期純利益

……収益から費用や税金を差し引いた最終的な利益がわかります。

保険金
支払能力を
知るには？

ソルベンシー・マージン比率
……「通常の予測を超える危険」に対し
て損害保険会社がどれだけ支払能
力を持っているかがわかります。

責任準備金残高・支払備金残高
……保険金の支払いに充てるために積み
立てている資金の残高がわかりま
す。

収益性、
効率性を
知るには？

損害率
……損害保険会社が受け取った保険料
に対し、支払った保険金と損害調
査に要した費用の合計額の割合が
わかります。

事業費率
……損害保険会社が受け取った保険料
に対し、保険の募集や維持管理の
ために使用した費用の割合を示し
たもので保険会社の効率性がわか
ります。

資産運用に関する指標
……損害保険会社が受け取った保険料
などを運用することによって、ど
れだけの利息、配当金、売却益等が
得られたかを示すもので、資産運
用による保険会社の収益性がわか
ります。

保険商品を
知るには？

保険のしくみ
……ご契約の手続き方法、損害保険のし
くみ、保険金の支払い手順などがわ
かります。

取扱い商品
……自動車保険、火災保険など家庭生
活に関する保険商品から事業経営に
関する保険まで損害保険会社が取
り扱っている保険商品がわかりま
す。

お客様
サービスを
知るには？

各種サービス
……万一の事故時から日常生活にかか
わることまで損害保険会社が行っ
ている各種サービスがわかります。

保険相談窓口
……損害保険会社の相談窓口や指定紛争
解決機関の所在地・連絡先等がわか
ります。

代表的な経営指標のみかた

正味収入保険料



正味収入保険料とは、損害保険会社の売上規模を示す指標で、お客様からいただいた保険料から、再保険に要した保険料を加減し、さらに積立保険に係る積立保険料を控除したものです。

正味収入保険料は、その損害保険会社が引き受けた危険に対応する保険料で、この数値が増加していれば、その会社の売上規模が拡大していることを示しています。

正味収入保険料の算式は次のとおりです。

元受正味保険料 ^{※1}	お客様からいただいた保険料(積立保険料を除く)
+ 受再正味保険料	他の保険会社から再保険を引き受けたときに受け取る保険料 ^{※2}
- 出再正味保険料	他の保険会社に再保険を出したときに支払う保険料 ^{※2}

正味収入保険料

※1 元受正味保険料は、一般に損害保険会社のマーケットシェアを把握するための指標です。

※2 再保険とは、損害保険会社が引き受けた危険を分散するために、引き受けた危険の一部または全てを他の損害保険会社に引き受けてもらうことです。

正味支払保険金



正味支払保険金とは、損害保険会社がお客様にお支払いした保険金と他の保険会社へ再保険で支払った保険金の合計額から、再保険で回収した保険金を控除したものです。

正味支払保険金の算式は次のとおりです。

元受正味保険金	お客様にお支払いした保険金
+ 受再正味保険金	他の保険会社へ再保険で支払った保険金
- 回収再保険金	他の保険会社から再保険で回収した保険金 (出再正味保険金ともいう)

正味支払保険金

利益を示す指標



利益を示す指標には、主に次の3つがあります。

- 保険引受利益** 保険の引受に関して、1年間でどのくらいの利益をあげたかを示したものです。
- 経常利益** 本来の事業活動により、1年間でどのくらいの利益をあげたかを示したものです。
- 当期純利益** 損害保険会社の最終的な利益を示したものです。

経常利益は、一般の企業では、営業と営業外による収支で構成されていますが、損害保険会社の場合には、保険の引受、資産運用とその他の収支で構成されています。

当期純利益は、経常利益に、その年度の臨時・突発的な収入・支出、税金等を加減した最終的な利益です。

総資産



総資産は、損害保険会社の資産規模を示しています。

総資産は、貸借対照表の「資産の部合計」で、国債・株式などの有価証券、現金、預貯金、貸付金、土地・建物など全ての資産を合計したものです。

資本金



損害保険会社は、保険業法により、10億円以上の資本金が必要とされています。

支払備金



保険事故が発生していても、損害保険会社の決算日までに保険金の支払額が確定していないなど、実際の支払いには至っていないものについて、その見積額を積み立てておくものです。

責任準備金



保険契約を履行するため、将来の保険金等の支払いに備えて、あらかじめ資金を積み立てておくものです。

主なものは以下のとおりです。

普通責任準備金 次年度以降の保険金支払いに対応する保険料等を積み立てます。

異常危険準備金 通常の予測を超えるような大災害による保険金支払いに備えて積み立てます。

危険準備金 実際の運用が積立保険等の予定利率を下回ることによるリスクや第三分野保険の将来の事故発生率の不確実性に備えて積み立てます。

払戻積立金 積立保険の満期時の返戻金の支払いに備えて積み立てます。

契約者配当準備金 積立保険の契約者配当金の支払いに備えて積み立てます。

損害率



損害率とは、損害保険会社が受け取った保険料に対し、支払った保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したものです。

$$\text{損害率 (\%)} = \frac{\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}}{\text{正味収入保険料}} \times 100$$

大災害などが発生し、保険金の支払いが多くなると、損害率が高くなります。

事業費率



事業費率とは、損害保険会社が受け取った保険料に対し、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合を示したものです。

$$\text{事業費率 (\%)} = \frac{\text{諸手数料及び集金費} + \text{保険引受に係る営業費及び一般管理費}}{\text{正味収入保険料}} \times 100$$

事業費率は、低下傾向にあれば一般的には経営の効率化が進んでいると見ることができます。ただし、顧客サービス充実のため、システムの改善等の先行投資により一時的に上昇することも考えられます。

資産運用に関する指標



損害保険会社は保険料として集めたお金を有価証券や貸付金などで運用しています。これらの資産を運用して利息や配当金収入等をどれだけ効率的に得ているかを示したものが運用資産の利回りです。現在、損害保険会社では次の3種類の利回りを開示しています。

- **運用資産利回り(インカム利回り)**
資産運用に係る成果を利息および配当金収入(インカム収入)の観点から示す指標
- **資産運用利回り(実現利回り)※**
資産運用に係る成果を当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標

- **時価総合利回り※**
時価ベースでの運用資産全体の運用効率を示す指標
なお、本指標は、マーケット(特に株式相場)の変動による影響を受けるため、マイナスになることも含め、上記2つの利回りに比べ大きく変動することがあります。

※印は任意開示項目

ソルベンシー・マージン比率

POINT

- ・ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社の保険金支払能力を示しています。
- ・ソルベンシー・マージン比率が200%あれば、通常、その損害保険会社の保険金等の支払能力は問題ないとされています。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{資本金・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

? ソルベンシー・マージン比率とは…

損害保険会社は、保険金支払いや積立保険の満期返戻金の支払いに備えて、準備金などを積み立てています。しかし、巨大災害による保険金支払いや資産の大幅な価格下落など、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、保険金等の支払いに万全を期すために、損害保険会社には十分な「支払余力」が必要です。

このような、通常の予測を超える危険(リスク)に対し、損害保険会社がどれだけ支払余力(=ソルベンシー・マージン)を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

ソルベンシー・マージン比率には、損害保険会社単体のソルベンシー・マージン比率(単体ソルベンシー・マージン比率)のほか、損害保険会社のうち子会社等を有する会社については損害保険会社グループとしてのソルベンシー・マージン比率(連結ソルベンシー・マージン比率)も開示されています。

ソルベンシー・マージン比率のみかた

ソルベンシー・マージン比率は200%あれば、通常、その損害保険会社の保険金等の支払能力は問題ないとされています。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。この指標は、損害保険会社の健全性を見るうえで重要な指標の一つで、ディスクロージャー誌ではソルベンシー・マージンおよびリスクの内訳を含めて開示しています。

? 早期是正措置とは…

早期是正措置は、保険契約者の保護を図るために、保険会社の支払能力の充実の状況に応じて、監督当局が必要な是正措置を保険会社に命じることにより、経営破綻を防ぐ監督措置です。

是正措置の発動基準としてはソルベンシー・マージン比率が適用されており、200%を下回った場合に、早期に経営の健全性の回復を図るため、金融庁長官によってソルベンシー・マージン比率の水準により、以下の内容の早期是正措置が講じられます。

《早期是正措置の内容》

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分 (ソルベンシー・マージン比率)		措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上 200%未満	・経営の健全性を確保するための改善計画の提出・実行
第二区分	0%以上 100%未満	・保険金支払能力を充実させる計画の提出・実行 ・配当、役員賞与の禁止または抑制 ・営業所、事務所における業務の縮小 など
第三区分	0%未満	・期限付の業務停止命令(全業務または一部の業務)

保険業法に基づく債権

POINT

貸付金、貸付有価証券および支払承諾見返等の債権の金額を、債務者の財政状態および経営成績に応じて次の5つに区分して開示しています。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始または更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、①の債権に該当しないものです。

③三月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で、①および②の債権に該当しないものです。

④貸付条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、①から③までの債権に該当しないものです。

⑤正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、①から④までの債権以外のものに区分される債権です。正常債権以外の債権がいわゆる不良債権となります。

安全度	区分
低い ↑↓ 高い	破産更生債権及びこれらに準ずる債権
	危険債権
	三月以上延滞債権 貸付条件緩和債権
	正常債権

これらの債権のうち不良債権は全額回収できないの？

不良債権は全額返済されないということではありません。

「三月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」などは貸付先の経営状態が改善すれば、貸付金は返済される可能性があります。また、貸付にあたって不動産などの担保を取っていれば、貸付金のうち担保の部分は回収可能となります。

それでも回収できない場合の備えとして、回収できないと見込まれる額をあらかじめ貸借対照表の中の「貸倒引当金」として積んでいます。会社が事前に引当金を積み立てておき、実際に費用を支出したり損失が確定した時点で引当金を取り崩すことによって、経営に与える影響が軽減されることとなります。

財務諸表のみかた

貸借対照表の解説

POINT

- ・ 貸借対照表では、決算期末時点における会社の財産状況がわかります。
- ・ 3部構成(資産の部、負債の部、純資産の部)となっています。

資産の部 …… 会社の財産の内容

負債の部 …… 返す必要のあるお金

純資産の部 …… 返す必要のないお金

$$[\text{資産の部}] = [\text{負債の部}] + [\text{純資産の部}]$$

損害保険会社と一般の企業との違い

損害保険会社の場合、負債の部の割合が大きくなっています(一般の企業でいう自己資本比率は低くなっています)。

これは、負債の部に、将来の保険金支払いのために積み立てておく「保険契約準備金」(次頁「負債の部とは…」参照)を積み立てているためです。

貸借対照表

財産の状況	お金の調達状況
資産	負債
現金及び預貯金	保険契約準備金
コールローン	支払備金
有価証券	責任準備金
貸付金	社債
土地・建物	その他負債 等
その他資産 等	小 計
	純資産
	資本金
	資本剰余金
	利益剰余金
	その他有価証券評価差額金 等
	小 計
合 計	合 計

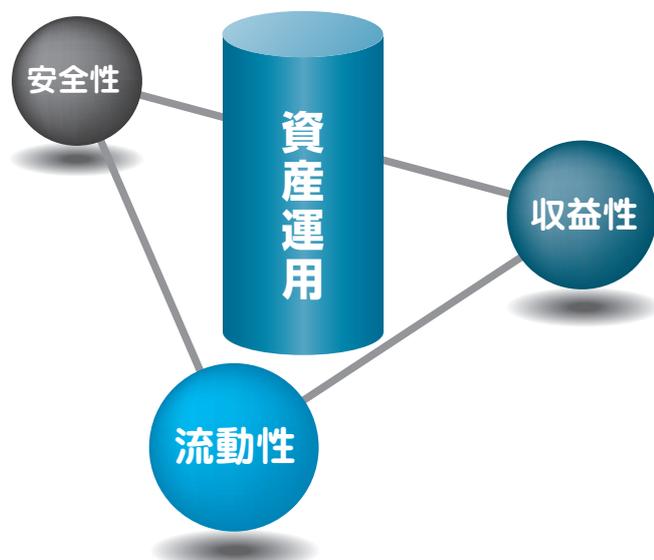
「資産」は会社の財産の内容を示しています。

「負債」は返す必要のあるお金を示しています。

「純資産」は返す必要のないお金を示しています。

？ 資産の部とは…

「資産の部」には、国債・株式などの有価証券、現金、預貯金、貸付金、土地・建物などがあります。損害保険会社の特徴として、いつでも保険金を支払えるように、預貯金や国債などすぐにお金にかえることができる金融資産（流動性の高い資産）の割合が一般の企業に比べて高くなっています。また、損害保険会社では、資産運用にあたり、すぐに現金にかえられるかどうか（流動性）だけでなく、安全かどうか（安全性）、高い利回りが期待できるかどうか（収益性）といった点にも気をつけています。



？ 負債の部とは…

負債の部では、一般の企業は、銀行等からの「借入金」や「社債」の発行などの割合が高くなっていますが、損害保険会社では、将来の保険金や満期返戻金などの支払いのために積み立てられる「保険契約準備金」が約8割を占めています。この保険契約準備金は将来の保険責任に備えて積み立てる「責任準備金」と、発生した保険事故のうち期末までに支払うことができなかった保険金を積み立てる「支払備金」から構成されています。

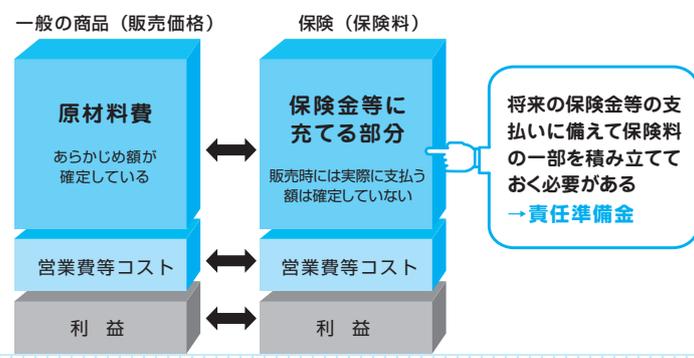
？ 純資産の部とは…

損害保険会社の「純資産の部」には、「資本金」、資本取引から生じた剰余金である「資本剰余金」や損益取引から生じた剰余金である「利益剰余金」などがあります。その他、有価証券等の時価と取得原価との差額（その他有価証券評価差額金）やストックオプションを付与した場合等の対価相当額（新株予約権）等を計上しています。

なぜ責任準備金を積み立てるのでしょうか？（責任準備金についてはP.5を参照）

一般の企業では、商品を販売するときに、あらかじめ原価は確定しています。しかし、損害保険の場合は、将来の危険を補償する商品を販売していますので、販売時点でいくら保険金（商品の原価に当たる部分）が必要とされるかはわかりません。よって、損害保険会社では、「責任準備金」として保険金等の支払いに充てるための資金を積み立てています。

● 商品の値段の決め方



損益計算書の解説



- ・ 損益計算書では、決算日までの1年間にあげた利益（または損失）がわかります。
- ・ 「保険の引受」と「資産運用」についての収支がそれぞれわかります。

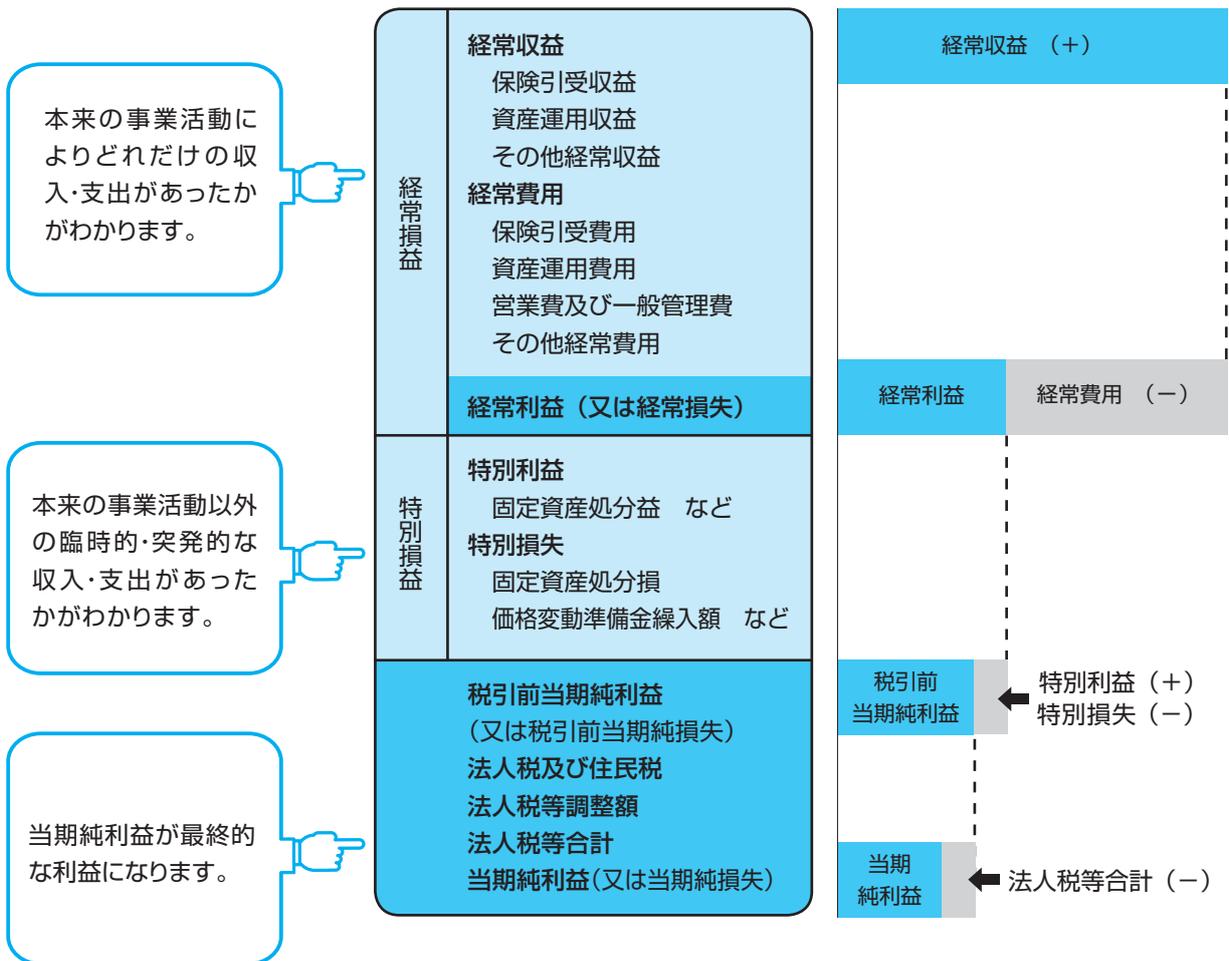


損害保険会社と一般の企業との違い

一般の企業の経常損益の部は、本業での損益（営業損益）と本業以外での損益（営業外損益）に分類しています。

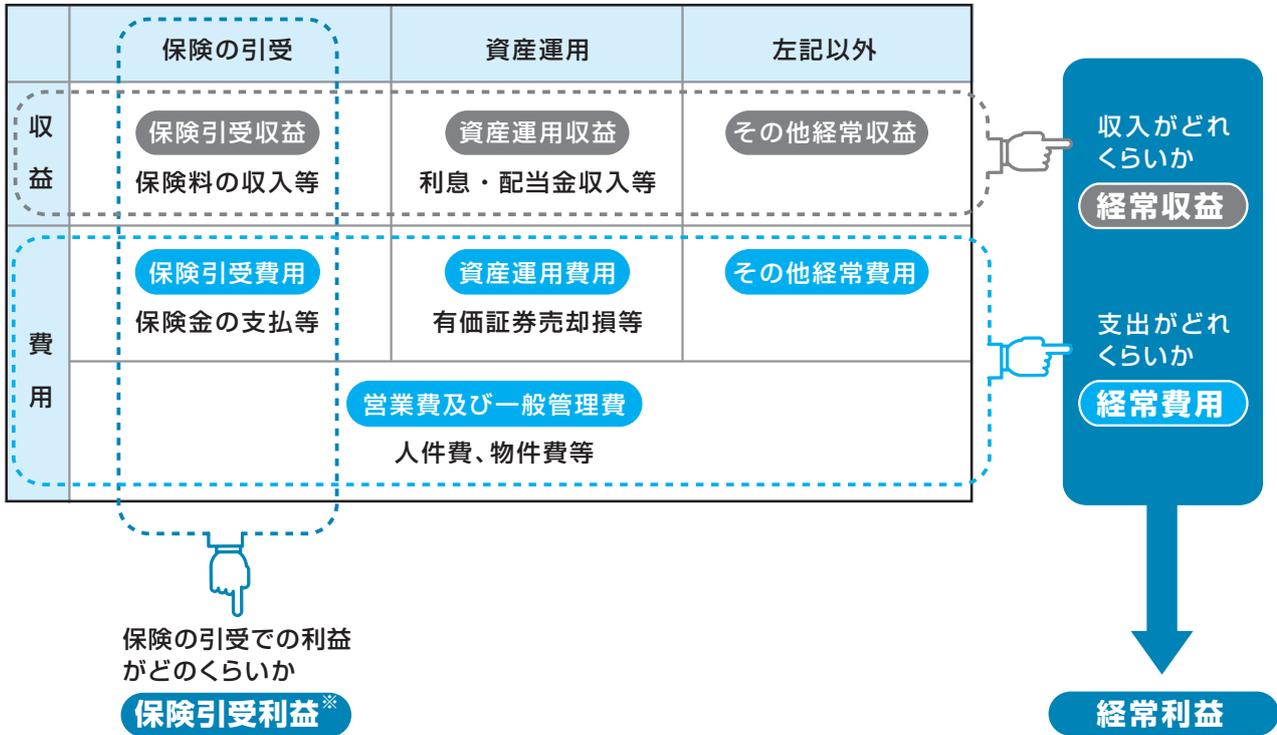
損害保険会社では、資産運用も本来業務になりますので、本業と本業以外という分類はせず、経常収益と経常費用の各科目の中で、それぞれ保険の引受、資産運用、その他に分類しています。

損益計算書



? 経常損益とは…

一般の企業の場合には、営業と営業外による収支で構成されていますが、損害保険会社の場合には、保険の引受、資産運用とその他の収支で構成されています。



※保険引受利益とは

保険の引受に関してどれだけ利益を出しているかを示しているのが「保険引受利益」です。保険引受利益の算式は次のとおりです。

保険引受収益 ー) 保険引受費用 ー) 保険引受に係る営業費及び一般管理費 士) その他収支（自賠償保険に係る法人税等相当額等）	保険引受利益
---	--------

? 特別損益とは…

通常の事業活動に伴わない臨時的・突発的に発生する利益または損失です。例えば不動産や動産を処分したときに生じる「固定資産処分益(損)」や、損害保険会社が所有する株式等の資産の売却損や評価損などの損失に備えるための準備金である「価格変動準備金繰入額」などがあります。

? 当期純利益とは…

当期純利益が損害保険会社の最終的な利益になります。損害保険各社のディスクロージャー誌で「直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標」を見ると、当期純利益の推移が掲載されています。

損害保険会社の貸借対照表・損益計算書

(表中の用語の頭に付してある①、②…等の数字は、P.15～18「用語の解説」の数字と対応しています。)

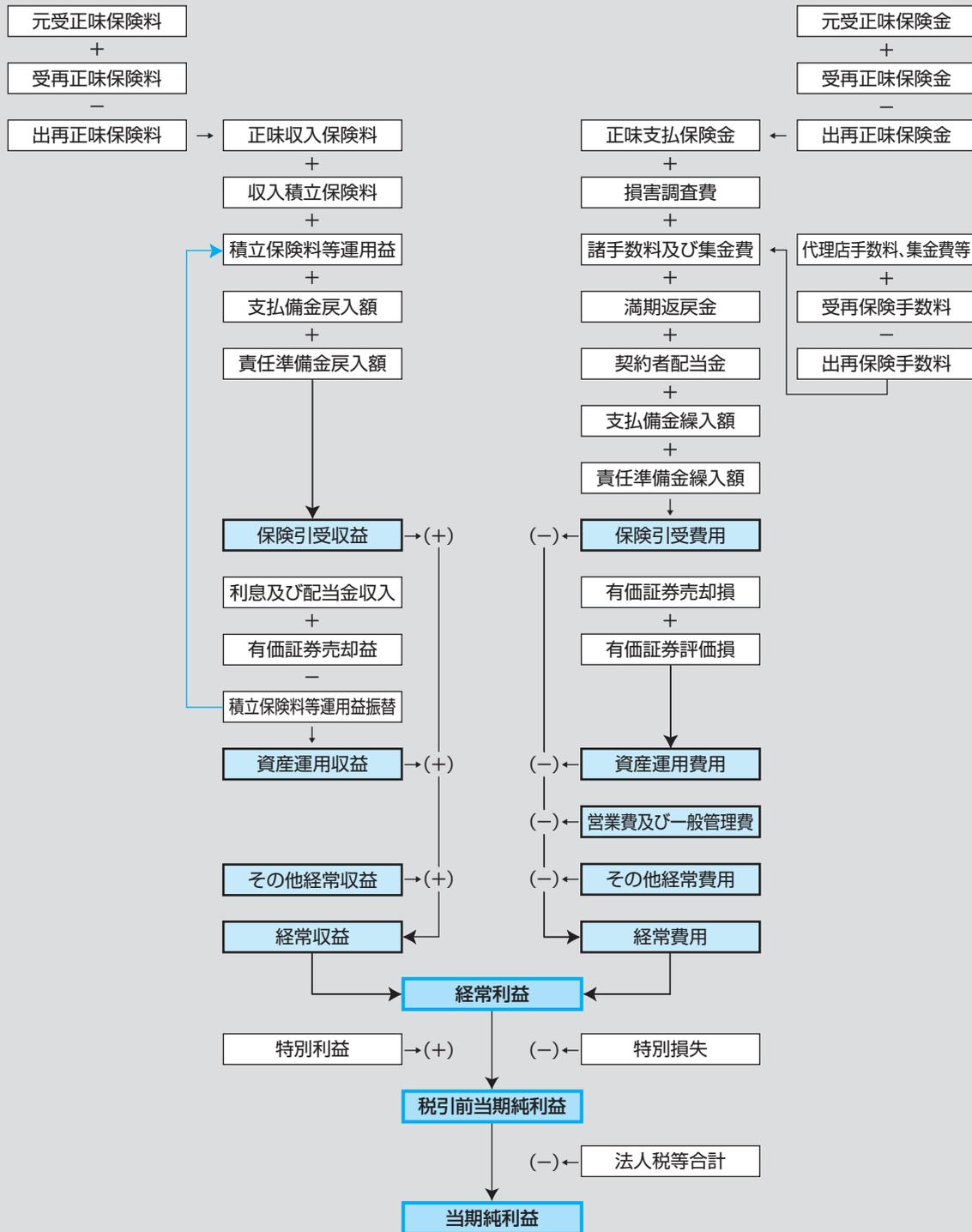
貸借対照表

科目	科目
(資産の部)	(負債の部)
①現金及び預貯金 現金 預貯金	⑩保険契約準備金
②コールローン	⑪支払備金
③買現先勘定	⑫責任準備金
④債券貸借取引支払保証金	⑬社債
⑤買入金銭債権	⑭その他負債
⑥金銭の信託	共同保険借
⑦有価証券 国債 地方債 社債 株式 外国証券 その他の証券	再保険借
⑧貸付金 保険約款貸付 一般貸付	外国再保険借
⑨有形固定資産 土地 建物 リース資産 建設仮勘定 その他の有形固定資産	代理業務借
⑩無形固定資産 ソフトウェア のれん リース資産 その他の無形固定資産	売現先勘定
⑪その他資産 未収保険料 代理店貸 外国代理店貸 共同保険貸 再保険貸 外国再保険貸 代理業務貸 未収金 未収収益 預託金 地震保険預託金 仮払金 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 金融派生商品 金融商品等差入担保金 保険業法第113条繰延資産 その他の資産	債券貸借取引受入担保金
	借入金
	未払法人税等
	預り金
	前受収益
	未払金
	仮受金
	先物取引受入証拠金
	先物取引差金勘定
	借入有価証券
	金融派生商品
	金融商品等受入担保金
	リース債務
	資産除去債務
	その他の負債
	⑮退職給付引当金
	⑯役員退職慰労引当金
	⑰価格変動準備金
	⑱繰延税金負債
	⑲再評価に係る繰延税金負債
	⑳支払承諾
	負債の部合計
	(純資産の部)
	㉑資本金
	新株式申込証拠金
	㉒資本剰余金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	㉓利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	㉔自己株式
	株主資本合計
	㉕その他有価証券評価差額金
	㉖繰延ヘッジ損益
	㉗土地再評価差額金
	評価・換算差額等合計
	株式引受権
	㉘新株予約権
	純資産の部合計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計

損益計算書

科目	科目
⑳経常収益	㉑特別利益
㉒保険引受収益	㉒固定資産処分益
㉓正味収入保険料	㉓価格変動準備金戻入額
㉔収入積立保険料	その他特別利益
㉕積立保険料等運用益	
㉖為替差益	㉔特別損失
㉗支払備金戻入額	㉔固定資産処分損
㉘責任準備金戻入額	㉕減損損失
㉙その他保険引受収益	㉖価格変動準備金繰入額
㉚資産運用収益	㉗不動産等圧縮損
㉛利息及び配当金収入	その他特別損失
㉜金銭の信託運用益	
㉝売買目的有価証券運用益	㉘税引前当期純利益
㉞有価証券売却益	(又は税引前当期純損失)
㉟有価証券償還益	㉙法人税及び住民税
㊱金融派生商品収益	㉚法人税等調整額
㊲為替差益	㉛法人税等合計
㊳その他運用収益	㉜当期純利益(又は当期純損失)
㊴積立保険料等運用益振替	
㊵その他経常収益	
㊶経常費用	
㊷保険引受費用	
㊸正味支払保険金	
㊹損害調査費	
㊺諸手数料及び集金費	
㊻満期返戻金	
㊼契約者配当金	
㊽支払備金繰入額	
㊾責任準備金繰入額	
㊿為替差損	
その他保険引受費用	
資産運用費用	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
その他運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
保険業法第113条繰延資産償却額	
その他の経常費用	
保険業法第113条繰延額	
㊽経常利益(又は経常損失)	

損益計算の流れ



財務諸表のみかた

用語の解説

貸借対照表の用語

◆ 資産の部 ◆

①現金及び預貯金

損害保険会社では集めた保険料の一部を現金と預貯金で保有しています。現金には通貨のほか、小切手や金地金が含まれます。預貯金にはゆうちょ銀行に預け入れる貯金、銀行に預け入れる普通預金や定期預金、通知預金、譲渡性預金などがあります。

②コールローン

銀行や証券会社などの金融機関等に対するごく短期間の貸付金のことです。貸付先が金融機関に限られています。貸付期間も短いので損害保険会社などの貸し手が、貸付先である金融機関に対してコール(呼び)すれば、すぐ戻ってくるように短期間の貸付金であるということからコールローンといわれています。

③買現先勘定

「買現先取引」とは、債券等を売買当事者の間であらかじめ一定期間後に一定の価格で売り戻すことを条件に買い付けを行う取引で、取引の実態は資金の貸し付け取引です。買い付け時点で貸し付けた額を計上します。

④債券貸借取引支払保証金

現金担保付債券貸借取引により担保として差し入れた額を計上します。現金担保付債券貸借取引は、債券貸借取引の一形態で、債券を貸し出す側が、借り入れる者から取引担保を受け入れ、債券を貸し付ける方式のもので、

⑤買入金銭債権

買入金銭債権の種類は近年多様になってきていますが、「コマーシャル・ペーパー」、「一般貸付信託の受益権」などがあります。

⑥金銭の信託

信託銀行等に金銭を委託し、信託財産として運用する資産のことです。

⑦有価証券

国債、地方債、社債、株式、外国証券などを有価証券と呼び、貸借対照表に計上します。「国債」は、日本国政府が発行する債券、「地方債」は都道府県、市町村等地方公共団体が発行する債券、「社債」は日本の法人が発行する債券で、「株式」は日本の株式会社が発行する株式です。「外国証券」は外国の政府や地方自治体、会社等が発行した債券、株式などをいいます。「その他の証券」

としては、これらに属さない有価証券で貸付信託受益証券、投資信託受益証券、信託有価証券、出資証券等があります。

⑧貸付金

貸付金には大きく分けて保険約款に基づいて貸付を行う「保険約款貸付」と、保険約款貸付以外の「一般貸付」の2つがあります。「保険約款貸付」には、保険契約者が一時的に必要となった資金を解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」や、保険契約者に解約返戻金の範囲内で保険料の払込を立て替える「保険料振替貸付」があります。

また「一般貸付」は主に内外の企業や個人(住宅ローンなど)に対して行われるものです。

⑨有形固定資産

継続的に損害保険会社の営業に利用する有形の財産のことをいい、建物・土地・建設仮勘定あるいは動産などを計上します。

建設仮勘定とは、建設中の建物の工事などが長期間にわたるため、工事代金の一部を完成前に支払うことがあり、このような内金を一時的に計上するための科目です。建設仮勘定は建物等が完成した時点で建物や土地に振り替えます。

⑩無形固定資産

継続的に損害保険会社の営業に利用する無形の財産のことをいい、システムのソフトウェア、のれん(営業権)あるいは借地権のように形はないものの財産として価値のある資産を計上します。

⑪その他資産

損害保険会社の資産の多くは有価証券や貸付金などの金融資産ですが、今までに挙げた資産のいずれにも当たらない資産を総称して「その他資産」といいます。

主なものとしては、代理店扱い契約における保険会社の国内代理店に対する未精算債権の「代理店貸」、内外の保険会社との再保険取引から生じる未収受再保険料等の「再保険貸」、「外国再保険貸」などがあります。

⑫前払年金費用

退職給付債務に「未認識数理計算上の差異」および「未認識過去勤務費用」を加減算した額から、年金資産の額を控除した額がマイナスになる場合に計上します。(プラスの場合は⑭退職給付引当金に計上します。)

⑬繰延税金資産

税効果会計の適用により計上される法人税等の前払い額に相当します。

⑭再評価に係る繰延税金資産

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の時価評価を行い、評価額が評価前の価格より下がったときの法人税等の相当額を計上します。

⑮支払承諾見返

(「⑳支払承諾」P.16の解説をご覧ください。)

⑯貸倒引当金

貸付金や未収保険料、コールローン等の債権が、回収できない場合の損失に備えて、取立不能見込額をあらかじめ引当計上します。

⑰投資損失引当金

子会社株式等の実質価額が低下し、減損処理をしていないときに、価額が回復しないリスクに備えて、健全性の観点から実質価額の低下に相当する額を計上します。

◆ 負債の部 ◆

⑱保険契約準備金

損害保険会社が保険契約を履行するため準備しているもので、具体的には⑲～㉑の科目があります。

⑲支払備金

保険事故が発生していても、保険会社の決算日までに保険金の支払額が確定していないなど、実際の支払いには至っていないものについて、その見積額を支払備金として積み立てておきます。

⑳責任準備金

将来の保険金等の支払いに備えてあらかじめ積み立てておく準備金のことです。次年度以降の保険金支払いに対応する保険料等を積み立てる「普通責任準備金」、通常の予測を超えるような大災害による保険金支払いに備えて積み立てる「異常危険準備金」、実際の運用が積立保険等の予定利率を下回ることによるリスクや第三分野保険の将来の事故発生率の不確実性に備えて積み立てる「危険準備金」、積立保険の満期時の返戻金の支払いに備えて積み立てる「払戻積立金」、積立保険の契約者配当金の支払いに備えて積み立てる「契約者配当準備金」などがあります。

㉑社債

損害保険会社が資金を調達するために発行した債券です。

㉒その他負債

内外の保険会社との再保険取引に基づいて

生じる未払いの再保険料等を計上する「再保険借」や「外国再保険借」、「未払金」などの負債の総称を「その他負債」といいます。

㉓退職給付引当金

退職給付債務に「未認識数理計算上の差異」および「未認識過去勤務費用」を加減算した額から、年金資産の額を控除した額がプラスになる場合に計上します。(マイナスの場合は㉒前払年金費用に計上します。)

㉔役員退職慰労引当金

役員退職慰労金に充当するための引当金です。

㉕価格変動準備金

株式などの価格変動の大きい資産では市場価格の下落などにより将来損失が発生する可能性があります。これに備えるために保険業法第115条の規定に基づいて積み立てておきます。

㉖繰延税金負債

税効果会計の適用により計上される法人税等の未払い額に相当します。

㉗再評価に係る繰延税金負債

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の時価評価を行い、評価額が評価前の価格より上回ったときの法人税等の未払い相当額を計上します。

㉘支払承諾

損害保険会社は、保険業法において債務の保証を行うことが付随業務として認められています。債務の保証とは、企業が発行する債券や借入金などを損害保険会社が保証するかわりに保証手数料を受領する業務のことです。債務の保証は、一般企業では注記事項ですが、損害保険会社では事業として行っているため、負債の部に偶発的に発生する債務として「支払承諾」を計上します。同時に、保証債務を債務者にかわって弁済した場合に生じる求償権を「支払承諾」と同額で資産の部に「支払承諾見返」として計上します。

◆ 純資産の部 ◆

㉙資本金

通常は出資者から払い込まれた資金の一部が計上されます。保険業法では、保険会社は10億円以上の資本金が必要とされています。

㉚資本剰余金

株主からの出資額のうち資本金に組み入れなかった部分など、会社の資本取引から生じた剰余金をいい、「資本準備金」と「その他資本剰余金」から構成されます。

㉛利益剰余金

会社が事業活動によって生み出した利益のうち、配当などで処分せず会社内部に積み立てた剰余金をいい、「利益準備金」と「その他利益剰余金」から構成されます。

㉜自己株式

株式の買取請求等により取得した自己株式の期末保有額を取得原価で計上します。

㉝その他有価証券評価差額金

損害保険会社の保有する株式等について評価差額(時価と取得原価の差額)から将来支払うべき税金相当額を控除した額を計上します。

㉞繰延ヘッジ損益

市況の変動によるリスクを回避(ヘッジ)するためのヘッジ取引から生じる損益(税金相当額を控除した金額)を計上します。

㉟土地再評価差額金

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の時価評価を行い、評価額が評価前の価格より上回ったときの税金分を控除した評価額を計上します。

㊱新株予約権

自社の株式を特定の価格で購入できる権利のことをいい、新株予約権の発行対価を計上します。

損益計算書の用語

㊲経常収益

損害保険会社本来の事業活動から毎年度継続的に発生する収益のことです。保険引受収益、資産運用収益、その他経常収益に分かれ、それらの合計額がまとめて損益計算書の「経常収益」の科目欄に記載されます。

㊳保険引受収益

損害保険会社の収益のメインとなる部分で、保険契約の引受に関連して生じる収益を計上します。具体的には㊴～㊶の科目があります。

㊴正味収入保険料

契約者から引き受けた保険料(元受保

除料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加える)し、積立保険料を控除した保険料を計上します。

㊵収入積立保険料

積立保険の収入保険料のうち積立保険料(貯蓄性のある保険料)部分を整理したもので、具体的には積立保険料から積立解約返戻金等を控除した金額を計上します。

㊶積立保険料等運用益

積立保険、自賠責保険、地震保険のために積み立てる責任準備金にかかる運用益を計上します。その主たるものは、積立保険の満期返戻金等に充当する運用益です。

㊷為替差益(保険取引)

保険取引において、外貨建債権債務の計上額と決済額の差益と期末評価換えにより生じた換算益の合計が、為替差損を上回る場合に、その差額を計上します。

㊸支払備金戻入額

支払備金の当期戻入額の合計が当期繰入額の合計を上回った場合に、その差額を計上します。

㊹責任準備金戻入額

責任準備金の当期戻入額の合計が当期繰入額の合計を上回った場合に、その差額を計上します。

㊺その他保険引受収益

満期返戻金などの分割払・据置払の原資となる受入金額などを計上します。

㊻資産運用収益

損害保険会社が保有している資産を運用することで得られた収益を計上します。具体的には㊼～㊾の科目があります。

㊼利息及び配当金収入

主として運用資産から生じる利息、配当金等の収入(いわゆるインカムゲイン)を計上するもので、具体的には、預金利息、株主配当金、貸付利息等です。

㊽金銭の信託運用益

金銭の信託について、ファンド毎に全ての損益を通算した結果、利益が損失を上回っているファンドの差益の合計額を計上します。

㊾売買目的有価証券運用益

売買目的有価証券に係る全ての損益を通算した結果、利益が損失を上回った場合に、その差益を計上します。

㊿有価証券売却益

有価証券の売却によって生じた差益を計上します。

①有価証券償還益

有価証券の償還金額と帳簿価額との差益のうち、利息の調整項目(アキュムレーション相当額)以外の金額を計上します。

⑤金融派生商品収益

デリバティブ取引に係る損益を通算した結果、利益が損失を上回った場合に、その差益を計上します。

⑥為替差益(保険取引以外)

保険取引以外の外貨建債権債務において、外国通貨と円との為替レートで収益が発生した場合に、収益合計と損失合計を相殺した収益額を計上します。

⑦その他運用収益

金地金の売却益、買入金銭債権の売却益・償還益などがあります。

⑧積立保険料等運用益振替

資産運用収益から保険引受収益の「積立保険料等運用益」に振り替えられる額(マイナス)を計上します。

⑨その他経常収益

損害保険会社が営む保険引受、資産運用以外の業務から経常的に生じる収益を計上します。

主なものには、他の保険会社の保険業務を代理した際の代理業務手数料収入や、政府より委託された自動車損害賠償保障事業の委託業務手数料収入などがあります。

⑩経常費用

損害保険会社本来の事業活動によって毎年度継続的に発生する費用のことです。保険引受費用、資産運用費用、営業費及び一般管理費、その他経常費用に分かれ、それらの合計額が損益計算書の経常費用欄に記載されます。

⑪保険引受費用

保険契約の引受に関連して生じる費用を計上します。具体的には⑭～⑰のような科目があります。

⑫正味支払保険金

損害保険会社が支払った保険金(元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額)から、再保険者から受け取る回収再保険金を控除した額です。

⑬損害調査費

損害調査業務や保険金支払業務に付随して発生する人件費や物件費、税金などの金額です。

⑭諸手数料及び集金費

保険営業のために要した手数料等を整理する勘定で具体的には、代理店手数料、保険仲立人手数料、募集費、集金費、受再保険手数料の合計金額から出再保険手数料を控除した額を計上します。

⑮満期返戻金

積立保険等において保険約款に基づき支払う満期返戻金を計上します。

⑯契約者配当金

積立保険の積立保険料について、保険会社

が予定利率を上回る利回りで運用できた場合に、契約者に支払う配当金を計上します。

⑰支払備金繰入額

支払備金の当期繰入額の合計が当期戻入額の合計を上回った場合に、その差額を計上します。

⑱責任準備金繰入額

責任準備金の当期繰入額の合計が当期戻入額の合計を上回った場合に、その差額を計上します。

⑲為替差損(保険取引)

保険取引において、外貨建債権債務の計上額と決済額の差損と期末評価換えにより生じた換算損の合計が為替差益を上回る場合に、その差額を計上します。

⑳その他保険引受費用

⑲～⑳の科目に属さない保険引受費用で具体的には、自賠責保険の運用益積立金から交通事故防止などの目的で拠出する「自賠責運用益拠出金」などがあります。

㉑資産運用費用

損害保険会社の資産の運用に伴い発生する費用で、具体的には㉒～㉖のような科目があります。

㉒金銭の信託運用損

金銭の信託について、ファンド毎に全ての損益を通算した結果、損失が利益を上回っているファンドの差損の合計額を計上します。

㉓売買目的有価証券運用損

売買目的有価証券に係る全ての損益を通算した結果、損失が利益を上回った場合に、その差損を計上します。

㉔有価証券売却損

有価証券の売却によって生じた差損を計上します。

㉕有価証券評価損

売買目的有価証券以外の有価証券について、時価が著しく下落した場合等に取得原価と時価との差額を計上します。

㉖有価証券償還損

有価証券の償還金額と帳簿価額との差損のうち、利息の調整項目(アモチゼーション相当額)以外の金額を計上します。

㉗金融派生商品費用

デリバティブ取引に係る損益を通算した結果、損失が利益を上回った場合に、その差損を計上します。

㉘為替差損(保険取引以外)

保険取引以外の外貨建債権債務において、外国通貨と円との為替レートで損失が発生した場合に、損失合計と収益合計とを相殺した損失額を計上します。

㉙その他運用費用

㉘～㉙の科目に属さない資産運用費用で具体的には、金地金の売却損や評価損、買

入金銭債権の売却損・評価損・償還損などがあります。

㉚営業費及び一般管理費

損害保険会社の事業活動に係る人件費、物件費、税金、各種拠出金の費用及び管理業務全般に係る人件費・物件費・税金を計上します。なお、損害調査業務や保険金支払業務に関するものは㉛の損害調査費に計上します。

㉛その他経常費用

経常費用の中でも、保険引受費用、資産運用費用、営業費及び一般管理費に属さない費用をいい、主なものとして㉜～㉞のような科目があります。

㉜支払利息

損害保険会社の借入金、コマーシャルペーパー、社債などの支払利息です。

㉝貸倒引当金繰入額

当期に繰り入れた貸倒引当金の額が、戻入額を上回る場合に、繰入額から戻入額を控除した金額を計上します。

㉞貸倒損失

貸付金、未収保険料、代理店貸などの債権が回収不能となった場合に発生した損失を計上します。なお、前年度末以前に貸倒引当金(個別貸倒引当金)に既に積み立てられている金額を相殺した後の金額を表示しています。

㉟保険業法第113条繰延資産償却費

保険業法第113条繰延資産の償却額を計上します。

㊱保険業法第113条繰延額

保険業法第113条により、保険会社は創立費および最初の5事業年度の事業費を貸借対照表の資産の部(保険業法第113条繰延資産)に計上することが認められており、この規定に基づき繰り延べる金額を計上します。保険業法第113条繰延資産は保険会社の成立後10年以内に償却しなければならないと定められています。

㊲経常利益

損害保険会社の事業活動による保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に関わる費用などの経常費用を引いた金額がプラスの場合は経常利益、またマイナスの場合は経常損失となります。

㊳特別利益

損害保険会社が保有している不動産を売った時など、通常の事業活動に伴わない、いわば臨時的・突発的に発生した収益です。主なものには㊴・㊵の科目があります。

㊸ 固定資産処分益

不動産や動産などの固定資産を売却した際に、売却価額が帳簿価額と譲渡経費を合計した金額を超える場合の差益を計上します。

㊹ 価格変動準備金戻入額

価格変動準備金の当期戻入額が当期繰入額を上回る場合、その戻入額から繰入額を控除した金額を計上します。

㊺ 特別損失

損害保険会社の通常の事業活動以外で生じる臨時的・突発的な損失です。主なものとして㊸～㊺のような科目があります。

㊻ 固定資産処分損

不動産や動産などの固定資産の売却価額が、帳簿価額と譲渡経費を合計した額に満たない場合の差損や除却による損失を計上します。

㊼ 減損損失

固定資産の収益性の低下により帳簿価格を

回収する見込みがないときに、固定資産の価格を修正するための損失額を計上します。

㊽ 価格変動準備金繰入額

価格変動準備金の当期繰入額が当期戻入額を上回る場合、その繰入額から戻入額を控除した金額を計上します。

価格変動準備金は、保険会社の所有する株式等の資産の価格変動による損失に備えるための準備金です。資産のリスク区分に応じて毎期資産の一定割合以上を積み立てて、対象資産の売却損、評価損等が売却益等を上回る場合に取り崩すことができます。

㊾ 不動産等圧縮損

法人税法等の規定にもとづき、不動産等の交換・買換などで圧縮記帳の適用を受け、新規取得資産の取得価額を減額させた額を計上します。

㊿ 税引前当期純利益

経常損益に特別利益を加え、特別損失を控除して得られた利益。税金を差し引く前の純利

益です。

㊽ 法人税及び住民税

当期の所得にかかる法人税や住民税を計上します。これにかかる延滞税、加算税も含まれます。

㊾ 法人税等調整額

繰延税金資産と繰延税金負債の差額を期首と期末で差し引き、表示されます。

㊿ 法人税等合計

㊽法人税及び住民税と㊾法人税等調整額の合計額です。

㊽ 当期純利益

税引前当期純利益に法人税等合計を加減したものが税引後の当期純利益です。これが当期損益計算の最終結果であり、損害保険会社の決算を見る上での重要な指標のひとつです。

ホームページ

日本損害保険協会では、ホームページで、損害保険の各種情報を提供しています。

こちらでは、本誌の内容のほかに、会員会社のディスクロージャー誌、ディスクロージャー基準(法令で開示することが定められている項目に、損害保険業界として自主的に開示すべきと判断した項目)なども掲載しています。

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

■会員会社一覧

会員会社の社名、相談窓口等は当会ホームページに掲載しています。
下記リンク先または右の二次元コードからご覧いただけます。

<https://www.sonpo.or.jp/member/link/member.html>



■そんぽADRセンター

損害保険に関するご相談・お困りごとはそんぽ **ADRセンター**にご連絡ください。

受付時間 月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）の午前9時15分～午後5時

電話番号  **0570-022808**（通話料有料）

電話リレーサービス・IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

そんぽADRセンター東京 **03-4332-5241**

そんぽADRセンター近畿 **06-7634-2321**

一般社団法人 **日本損害保険協会**

業務企画部 啓発・教育・防災グループ

TEL 03-3255-1215



損害保険トータルプランナーは損保協会が認定する募集人資格の最高峰です。

2024年9月